

短期入所利用料金表

特別養護老人ホーム健老園
併設型ユニット型個室 令和3年8月1日

【短期入所生活介護(要介護1~5) 介護予防短期入所生活介護(要支援1・2)】

◆ 利用料金

[地域単価(1単位あたり)=10.17]

1割負担				負担割合 1割
要介護度	基本サービス費	食費(日額)	居住費	計(日額)
要支援 1	523単位	1,600	2,940	5,103
要支援 2	649単位	1,600	2,940	5,231
要介護 1	696単位	1,600	2,940	5,299
要介護 2	764単位	1,600	2,940	5,368
要介護 3	838単位	1,600	2,940	5,443
要介護 4	908単位	1,600	2,940	5,515
要介護 5	976単位	1,600	2,940	5,584

2割負担				負担割合 2割
要介護度	基本サービス費	食費(日額)	居住費	計(日額)
要支援 1	523単位	1,600	2,940	5,666
要支援 2	649単位	1,600	2,940	5,922
要介護 1	696単位	1,600	2,940	6,058
要介護 2	764単位	1,600	2,940	6,196
要介護 3	838単位	1,600	2,940	6,346
要介護 4	908単位	1,600	2,940	6,490
要介護 5	976単位	1,600	2,940	6,628

3割負担				負担割合 3割
要介護度	基本サービス費	食費(日額)	居住費	計(日額)
要支援 1	523単位	1,600	2,940	6,229
要支援 2	649単位	1,600	2,940	6,613
要介護 1	696単位	1,600	2,940	6,817
要介護 2	764単位	1,600	2,940	7,024
要介護 3	838単位	1,600	2,940	7,249
要介護 4	908単位	1,600	2,940	7,465
要介護 5	976単位	1,600	2,940	7,672

※食費の内訳
朝食:360(円) 昼食:570(円) おやつ:100(円) 夕食:570(円)

※令和3年4月時点で、算定している加算は以下の通りです。
 ・機能訓練体制加算(12単位/日額) ・サービス提供体制強化加算Ⅱ(18単位/日額)
 ・夜勤職員配置加算Ⅳ(20単位/日額)(夜勤職員配置加算については介護予防の方は除く)
 ・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(〈基本サービス費+各種加算合計〉×8.3%/月額)
 ・介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)(〈基本サービス費+各種加算合計〉×2.7%/月額)
 ・利用者に対して送迎を行う場合: 片道につき184単位

◆利用料金(補足給付) 【短期入所生活介護(要介護1～5)】

介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方には、収入・資産に応じた食費・居住費の軽減制度があります(市町村への申請が必要です。)
(介護保険負担限度額認定申請書の申請をお願いします。年度ごとの更新があります。)

利用者負担第3段階②

要介護度	基本サービス費	食費	居住費	計(1日・円)
要介護1	696単位	1,300	1,310	3,369
要介護2	764単位	1,300	1,310	3,438
要介護3	838単位	1,300	1,310	3,513
要介護4	908単位	1,300	1,310	3,585
要介護5	976単位	1,300	1,310	3,654

【該当要件】

- ・世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額+課税年金収入額及び非課税年金収入額(遺族年金と障害年金)の合計額が年間120万円を超える方
- ・配偶者が住民税非課税
- ・預貯金額が単身500万円、夫婦で1,500万円未満の方

利用者負担第3段階①

要介護度	基本サービス費	食費	居住費	計(1日・円)
要介護1	696単位	1,000	1,310	3,069
要介護2	764単位	1,000	1,310	3,138
要介護3	838単位	1,000	1,310	3,213
要介護4	908単位	1,000	1,310	3,285
要介護5	976単位	1,000	1,310	3,354

【該当要件】

- ・世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額+課税年金収入額及び非課税年金収入額(遺族年金と障害年金)の合計額が年間80万円を超え120万円以下の方
- ・配偶者が住民税非課税
- ・預貯金額が単身550万円、夫婦で1,550万円未満の方

利用者負担第2段階

要介護度	基本サービス費	食費	居住費	計(1日・円)
要介護1	696単位	600	820	2,179
要介護2	764単位	600	820	2,248
要介護3	838単位	600	820	2,323
要介護4	908単位	600	820	2,395
要介護5	976単位	600	820	2,464

【該当要件】

- ・世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額+課税年金収入額及び非課税年金収入額(遺族年金と障害年金)の合計額が年間80万円以下の方
- ・配偶者が住民税非課税
- ・預貯金額が単身650万円、夫婦で1,650万円未満の方

利用者負担第1段階

要介護度	基本サービス費	食費	居住費	計(1日・円)
要介護1	696単位	300	820	1,879
要介護2	764単位	300	820	1,948
要介護3	838単位	300	820	2,023
要介護4	908単位	300	820	2,095
要介護5	976単位	300	820	2,164

【該当要件】

- ・世帯全員が住民税非課税であり、老齢福祉年金受給対象者の方または生活保護受給対象者の方
- ・配偶者が住民税非課税
- ・預貯金額が単身1,000万円、夫婦で2,000万円未満の方

※令和3年4月時点で、算定している加算は以下の通りです。

- ・機能訓練体制加算(12単位/日額) ・サービス提供体制強化加算Ⅱ(18単位/日額) ・利用者に対して送迎を行う場合 : 片道につき184単位
- ・夜勤職員配置加算Ⅳ(20単位/日額)(夜勤職員配置加算については介護予防の方は除く)
- ・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(基本サービス費+各種加算合計)×8.3%/月額)
- ・介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)(基本サービス費+各種加算合計)×2.7%/月額)

◆利用料金(補足給付) 【介護予防短期入所生活介護(要支援1・2)】

介護保険負担限度額認定証」をお持ちの方には、収入・資産に応じた食費・居住費の軽減制度があります
(市町村への申請が必要です。)
(介護保険負担限度額認定申請書の申請をお願いします。年度ごとの更新があります。)

利用者負担第3段階②

要介護度	基本サービス費	食費	居住費	計(1日・円)
要支援1	523単位	1,300	1,310	3,173
要支援2	649単位	1,300	1,310	3,301

【該当要件】

- ・世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額+課税年金収入額及び非課税年金収入額(遺族年金と障害年金)の合計額が年間120万円を超える方
- ・配偶者が住民税非課税
- ・預貯金額が単身500万円、夫婦で1,500万円未満の方

利用者負担第3段階①

要介護度	基本サービス費	食費	居住費	計(1日・円)
要支援1	523単位	1,000	1,310	2,873
要支援2	649単位	1,000	1,310	3,001

【該当要件】

- ・世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額+課税年金収入額及び非課税年金収入額(遺族年金と障害年金)の合計額が年間80万円を超え120万円以下の方
- ・配偶者が住民税非課税
- ・預貯金額が単身550万円、夫婦で1,550万円未満の方

利用者負担第2段階

要介護度	基本サービス費	食費	居住費	計(1日・円)
要支援1	523単位	600	820	1,983
要支援2	649単位	600	820	2,111

【該当要件】

- ・世帯全員が住民税非課税であり、合計所得金額+課税年金収入額及び非課税年金収入額(遺族年金と障害年金)の合計額が年間80万円以下の方
- ・配偶者が住民税非課税
- ・預貯金額が単身650万円、夫婦で1,650万円未満の方

利用者負担第1段階

要介護度	基本サービス費	食費	居住費	計(1日・円)
要支援1	523単位	300	820	1,683
要支援2	649単位	300	820	1,811

【該当要件】

- ・世帯全員が住民税非課税であり、老齢福祉年金受給対象者の方または生活保護受給対象者の方
- ・配偶者が住民税非課税
- ・預貯金額が単身1,000万円、夫婦で2,000万円未満の方

※令和3年4月時点で、算定している加算は以下の通りです。

- ・機能訓練体制加算(12単位/日額) ・サービス提供体制強化加算Ⅱ(18単位/日額) ・利用者に対して送迎を行う場合:片道につき184単位
- ・夜勤職員配置加算Ⅳ(20単位/日額)(夜勤職員配置加算については介護予防の方は除く)
- ・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)(基本サービス費+各種加算合計)×8.3%/月額)
- ・介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ)(基本サービス費+各種加算合計)×2.7%/月額)

加算及び単位数一覧表

特別養護老人ホーム健老園
併設型ユニット型個室 令和3年4月1日改定

- ・併設型ユニット型短期入所生活介護費(ユニット型個室) (単位/日額)
 - 要支援1:523単位
 - 要支援2:649単位
 - 要介護1:696単位
 - 要介護2:764単位
 - 要介護3:838単位
 - 要介護4:908単位
 - 要介護5:976単位
- ・機能訓練体制加算:12単位/日額
- ・夜勤職員配置加算(単位/日額)
 - 夜勤職員配置加算(Ⅱ):18単位
 - 夜勤職員配置加算(Ⅳ):20単位
- ・サービス提供体制加算(単位/日額)
 - サービス提供体制強化加算(Ⅰ):22単位
 - サービス提供体制強化加算(Ⅱ):18単位
 - サービス提供体制強化加算(Ⅲ):6単位
- ・看護体制加算(単位/日額) ※介護予防を除く
 - 看護体制加算(Ⅰ):4単位
 - 看護体制加算(Ⅱ):8単位
 - 看護体制加算(Ⅲ)イ:12単位 ロ:6単位
 - 看護体制加算(Ⅳ)イ:23単位 ロ:13単位
- ・若年性認知症利用者受入加算: 120単位/日額
- ・認知症行動・心理症状緊急対応加算:200単位/日額
- ・療養食加算: 8単位/回 ※1日3回を上限
- ・緊急短期入所受入加算:90単位/日 ※介護予防を除く
- ・介護職員処遇改善加算
 - 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) (<基本サービス費+各種加算合計>×8.3%/月額)
 - 介護職員処遇改善加算(Ⅱ) (<基本サービス費+各種加算合計>×6.0%/月額)
 - 介護職員処遇改善加算(Ⅲ) (<基本サービス費+各種加算合計>×3.3%/月額)
- ・介護職員特定処遇改善加算
 - 介護職員特定処遇改善加算(Ⅰ) (<基本サービス費+各種加算合計>×2.7%/月額)
 - 介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ) (<基本サービス費+各種加算合計>×2.3%/月額)
- ・利用者に対して送迎を行う場合: 片道につき184単位